職種：表面処理　　職務：表面処理

【概要】

　　鋳物に適切な表面処理を行い、素材だけでは得られない特性を付与する仕事。

【仕事の内容】

　　「表面処理」には塗装、めっき、脱鉛処理、研磨等があり、各々の要求特性に応じて行われる。表面処理を行う際は、前処理として化成処理、防塵処理、素地調整を必要とする場合がある。

【求められる経験・能力】

1. 入職に際して、経験や公的資格は特に必要とされないが、経験者採用の際は、当該業務における専門知識やスキル、資格等が問われることが多い。
2. 技能検定の資格（特級、１級、２級）を取得することで技能が社内で認められて地位が向上することが多い。転職時にも、資格保有者は有利である。
3. 鋳造業や鋳造製品、特に溶解作業やプロセスに対する興味や関心を持っていること、さらには表面処理技法の技能向上への意欲を持っていることなどが挙げられる。

【関連する資格・検定等】

* 技能検定〔厚生労働省　職業能力開発促進法〕

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業・鋳鋼鋳物鋳造作業・軽合金鋳物鋳造作業・銅合金鋳物鋳造作業）（特級・１級・２級）

塗装（金属塗装作業）（１級・２級）

* 労働安全衛生資格（作業主任者、免許等）、消防法の危険物取扱資格
* 特別教育を必要とする危険有害業務（労働安全衛生法59条3項、労働安全衛生規則36条）

　・一般社団法人日本鋳造協会認定　鋳造カレッジ（鋳造技士）

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

　５２１　製銑工、製鋼工

　５２３　鋳物製造工